

●香川県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年9月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
令和2年6月1日	介護老人保健施設宝壽苑 三豊市高瀬町上高瀬712番 地3	社会福祉法人 宝壽会 三豊市高瀬町上高瀬712番 地3	通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所 療養介護 介護老人保健施設
令和2年6月1日	特別養護老人ホーム壽苑 三豊市高瀬町上高瀬712番 地3	社会福祉法人 宝壽会 三豊市高瀬町上高瀬712番 地3	短期入所生活介護 介護老人福祉施設 介護予防短期入所 生活介護